

2021年3月

(一社) 日本知的財産協会 事務局

新型コロナウイルス感染防止を受けてのJIPA会合(活動)のあり方

1、状況

主要都道府県では昨年からの2度の緊急事態宣言により、飲食店の時短要請などを含めて新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を行ってきたが、未だ新型コロナウイルスの完全な撲滅までは至っておらず、同ワクチン接種も今後となる。

また、会員各社の新型コロナウイルス禍における対応は、テレワーク実施率、一部の出張制限割合等が9割前後(当協会の東西部会映像配信時に取得しているアンケート結果)となっており、社会的に進むリモート労働の動きに連動し、新型コロナウイルス感染防止の対応が引き続き必要である。

2、現在までの、新型コロナウイルス禍におけるJIPA活動

① 上述のようにリモート・テレワークが多く会員各社で実施され、国・都道府県も新型コロナウイルス禍における活動方法として推奨している。また、その際の、手段としてインターネット通信(Web.会議、動画配信等で、「ネット型会合」)の利用がなされている。

このような状況下でJIPAとしては、この1年間、理事会、プロジェクト・委員会、業種別部会等で、「ネット型」会合も、会員各社の設備投資で定着してきた。

② 一方、必要に応じて集まる最小限の会合(「参集型会合」)も、ソーシャル・ディスタンス等を考慮しながら一部実施してきた。

③ さらに、「ネット」と「集合」を組み合わせた会合(「ハイブリッド型会合」)も実施してきた。

3、今後のJIPA会合について

● 「with コロナの中でどのように会合を実施するか、どのようにしたいのかを各単位で決定してもらいたい、この1年間、全く活動しなくてもよいということではない(昨年5月度正副理事長会議決の決定事項)」の方針のもと、「回数」にとらわれずに、「質」の良い会合が各単位で多く実現されてきた。

下記「JIPA 会合開催にあたっての基本方針」は、上記のように「1、状況」、「2、JIPA 活動」がこの1年間に会員各社の知恵により推進できたことに鑑み、また現状の社会・会員会社の要請であることも考え併せて、当面継続するものとする。

規模に応じて、以下の3つの区分として方針を徹底する

★規模区分

- ① 大規模会合（50名以上の会合、例：東西部会、業種別部会、地区協議会等）
- ② 中規模会合（50～30名程度の会合、例：合同委員会、知財問題・少数知財研究会等）
- ③ 小規模会合（30名以下の会合、例：小委員会、プロジェクト会合等）

*JIPA 東京事務所では28名以下の場合「参集型会合」が可能

（第1会議室：定員32名→16名、第2会議室：定員24名→12名

第1、第2会議室合同：48名→24名（スクール形式の時 56名→28名）

よって、机・座席に配置にもよりますが、29名以上についてはJIPA事務所以外となる。

*JIPA 関西事務所の場合

<スクール形式> 20名（横4机×縦5機の一人掛け）

<ハイブリッド・二重「コ」の字> 22名 ※小委員会に分かれてのハイブリッドはできません。

<集合のみ（第1会議室+第2会議室を広げた状態）> 「ロ」の字16名

※第1と第2を仕切ったの使用はできません。

●会合形式（規模に応じた）

- ① 大規模会合：「ネット型会合」を基本

但し、参加者の集合を分割（場所、又は日程）して、分割した単位の参加人数を50～30名以下とすることで、中・小規模会合の「参集型会合」とすることも可

- ② 中規模会合：参加人数に応じて（50名以下が目安）、「ネット型会合」・「参集型会合」を選択。あるいは双方を併用して開催。
- ③ 小規模会合：基本、「参集型会合」で可能。但し、内容によっても「ネット型会合」でも良い。

●「参集型会合」の運営方法

別紙「委員会・PJ会合開催要領」を参照

●懇親会

基本、全体での懇親会は実施しない（JIPAからの同領収書も発行しない）。

但し、個別のメンバーにて実施する懇親会については、コロナウイルス対策が取られている飲食店舗（当該所在地における都道府県が発表しているコロナウイルス対策防止策ができていない店舗）での利用を否定するものではない（現状、4人以下が推奨されている）。

なお、懇親会は、今後の状況を見計い、徐々に解除を行っていく。 以上